

佐賀県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	区 間		道 路 の 区 域			
	変更前の別	幅員	延長	前	後	
県道 山浦肥前鹿 島停車場線	鹿島市大字山浦字地蔵丁三〇三 七番一地先から 鹿島市大字山浦字地蔵丁二九九 七番地先まで	一六・〇 八・六	二〇七・六	鹿島市大字山浦字地蔵丁三〇三 七番一地先から 鹿島市大字山浦字地蔵丁二九九 七番地先まで	一六・〇 八・六	二〇七・六
	鹿島市大字山浦字地蔵丁三〇三 七番一地先から 鹿島市大字山浦字地蔵丁二九九 七番地先まで	一六・〇 八・六	二〇七・六	鹿島市大字山浦字地蔵丁三〇三 七番一地先から 鹿島市大字山浦字地蔵丁二九九 七番地先まで	一六・〇 八・六	二〇七・六